

埼玉県農業再生協議会事務処理規程

平成16年4月14日制定
平成19年4月13日一部改正
平成21年4月13日一部改正
平成22年4月26日一部改正
平成23年5月16日一部改正
平成25年2月22日一部改正
平成25年5月7日一部改正
平成26年2月14日一部改正
平成27年1月29日一部改正
平成27年5月15日一部改正
平成28年5月17日一部改正
平成29年5月8日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県農業再生協議会（以下「協議会という。」）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

- (1) 経営所得安定対策推進事業（国事業名経営所得安定対策等推進事業）の実施に係る事務
- (2) 農地の利用集積に係る事務
- (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務
- (4) 担い手の育成・確保に係る事務

(事務分担責任者)

- 埼玉県農業協同組合中央会地域振興部長
埼玉県農林部生産振興課長
- 埼玉県農林部農業ビジネス支援課長
一般社団法人埼玉県農業会議事務局長
一般社団法人埼玉県農業会議事務局長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る埼玉県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る埼玉県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、埼玉県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年度対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月26日から施行する。
- 2 平成22年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策、水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月8日から施行する。